

## 石巻市住宅用家屋証明書交付要件

住宅用家屋証明は、個人が自己の居住のための住宅を新築、取得又は増改築し登記を行う際、登録免許税の税率の軽減措置を受けるときに必要な証明です。なお、手数料は1件につき1,300円です。

### 【交付要件】

- 1 新築又は取得後1年以内に登記を受けること。
  - 2 新築又は取得した者が、自己の居住の用に供する家屋であること。
  - 3 床面積が50㎡以上であること。
  - 4 区分所有される建物（分譲マンション等）については、耐火建築物又は準耐火建築物であること。
  - 5 事務所・店舗等と併用される住宅は、その家屋の床面積の90%を超える部分が居宅であること。
  - 6 中古住宅については、次のいずれかに該当する物件であること。
    - (1) 昭和57年1月1日以後に建築されたもの
    - (2) 昭和56年12月31日以前に建築された建物は、新耐震基準を満たす証明書があること。
- ※ 新耐震基準を満たす証明書とは、耐震基準適合証明書（原本）、住宅性能評価書（写し）又は既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約書（写し）

※ 以上は一般的な要件であり、その他個別に要件がある場合があります。

※ 紛失等による証明書の再発行はできません。ただし、証明発行要件を満たしていれば、新規の申請をすることにより、証明書を発行します。その際、手数料がかかります。